

証券コード 198A
(発送日) 2026年8月7日
(電子提供措置開始日) 2026年8月5日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目10番5号
PostPrime 株式会社
代表取締役 松 島 悟

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.postprime.com/ir>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「PostPrime」又は「コード」に当社証券コード「198A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年8月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月26日（水曜日）午前11時 受付開始：午前10時30分
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 東京都品川区東大井5丁目18番1号
品川区立総合区民会館 きゅりあん4階 研修室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えの無いようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第7期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第6号議案 TakaTrade株式会社との吸収合併契約の承認の件
第7号議案 資本金の額の減少の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち次の事項に関しましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告：主要な事業内容、主要な営業所及び工場、使用人の状況、株式の状況、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針
- ② 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ③ 計算書類：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
- ④ 計算書類に係る会計監査報告

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年8月26日（水曜日）  
午前11時  
（受付開始:午前10時30分）



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年8月25日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年8月25日（火曜日）  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、4、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

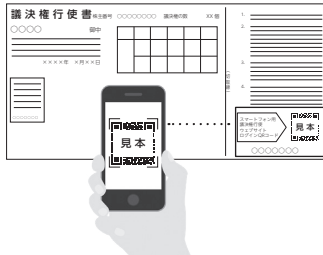
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

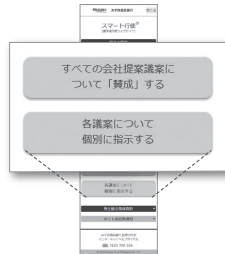
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



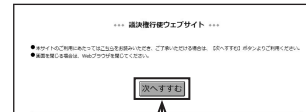
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

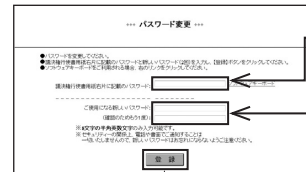
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

# 事業報告

(2025年6月1日から)  
(2026年5月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善等を背景として、緩やかな回復傾向が継続しましたが、他方で、米国の政策動向の不確実性、金融資本市場の変動、資源価格の高騰、継続的な物価上昇による消費者マインドの下振れリスク等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループの業績は低迷しており、当連結会計年度は売上高、利益ともに前連結会計年度から大きく減少する厳しい結果となりました。主力事業であるSNS「PostPrime」を中心とした金融・経済情報プラットフォーム事業においては、プライム登録やメンバーシップ等に関する新規ユーザー獲得が想定どおりに進まず、前連結会計年度から減収に転じました。また、前連結会計年度より新規事業として展開してきた取引プラットフォーム事業につきましては、2025年6月に口座開設申込みの受付等を開始し、同年8月から商品CFD取引に関する実際の取引を含めたサービスを開始したものの、顧客取引がもたらす収益が運営費用をカバーする水準に至らず、事業の採算性を精査した結果、2026年6月17日の取締役会において、当該事業からの撤退を決定いたしました。詳細については「連結注記表9. 重要な後発事象に関する注記（取引プラットフォーム事業からの撤退）」をご参照ください。

当社グループは、これらの状況を厳しく受け止め、既存の主力事業である金融・経済情報プラットフォーム事業の立て直しを最優先課題として認識しており、ユーザーにとって魅力的かつ有益な新機能・新サービスの開発や既存サービスの改善活動を通じて、収益基盤の再構築を進める必要性を認識しております。また、当社は2026年1月14日付で、サイブリッジ合同会社との間で資本業務提携契約を締結し、同社は当社株式を取得し、当社は同社の関連会社（持分法適用関連会社）となっております。当連結会計年度における当該提携による損益への影響は軽微であります。サイブリッジグループの経営資源、コンテンツ配信ビジネスの企画・運営のノウハウ、ウェブサービスの効率的開発・改善の知見及びマーケティングのノウハウの各提供を受けることで、収益機会の拡大及び企業価値の向上を目指してまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は553,635千円（前連結会計年度比38.3%減）、営業損失は238,110千円（前連結会計年度は営業利益183,175千円）、経常損失は218,139千円（前連結会計年度は経常利益175,797千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は277,288千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益87,339千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（金融・経済情報プラットフォーム事業）

当連結会計年度においては、SNS「PostPrime」を中心として、より多くのユーザーに利用していただけるようにするため、ユーザーにとって魅力的かつ有益な新機能や新サービスの開発に継続的に取り組むとともに、既存機能・サービスについて、ユーザーにとってより有益で使いやすいものになるようにする改善活動に努めておりますが、プライム登録やメンバーシップに関して新規ユーザー獲得が想定どおりに進まず、また「Dan Talk」などの新サービスの効果にも課題が見られ、これらの改善に向けた立て直しを図っている途上であります。

この結果、売上高は583,212千円（前連結会計年度比35.0%減）、営業損失は23,587千円（前連結会計年度は営業利益281,057千円）となりました。

（取引プラットフォーム事業）

取引プラットフォーム事業は前連結会計年度より開始した新規事業であり、2024年10月にTakatrade株式会社（旧 Post Prime Trading 株式会社）を設立し、取引プラットフォームの調査及び運営に向けた開発を開始しました。2025年6月に口座開設申込みの受付等を開始し、同年8月から商品CFD取引に関する実際の取引を含めたサービスを開始しましたが、当連結会計年度において、顧客取引がもたらす収益は運営費用をカバーする水準には至らず、2026年6月17日の取締役会において、当該事業からの撤退を決定いたしました。詳細については「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（取引プラットフォーム事業からの撤退）」をご参照ください。

この結果、売上高は16,472千円（前連結会計年度は一千円）、営業損失は250,123千円（前連結会計年度は営業損失118,940千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は280千円で、その主な内容は、次のとおりであります。

金融・経済情報プラットフォーム事業

業務用パソコン等の取得

取引プラットフォーム事業

該当事項はありません

③ 資金調達の状況

新株予約権の権利行使により新株式150,960株を発行し、総額54,345千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、該当事項はありません。

なお、当社は、2026年6月17日開催の取締役会において、株式会社インフィニティライフの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2026年7月1日付で全株式を取得いたしました。詳細については「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）」をご参照ください。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                           | 第 4 期<br>(2023年 5 月期) | 第 5 期<br>(2024年 5 月期) | 第 6 期<br>(2025年 5 月期) | 第 7 期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年 5 月期) |
|-----------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                    | —                     | —                     | 897,378               | 553,635                            |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (千円)             | —                     | —                     | 175,797               | △218,139                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | —                     | —                     | 87,339                | △277,288                           |
| 1 株当たり当期純利益又は<br>1 株当たり当期純損失 (△) (円)          | —                     | —                     | 8.65                  | △27.11                             |
| 総 資 産 (千円)                                    | —                     | —                     | 1,252,878             | 1,016,045                          |
| 純 資 産 (千円)                                    | —                     | —                     | 997,544               | 772,214                            |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                           | —                     | —                     | 98.44                 | 75.32                              |

(注) 当社は、第6期より連結計算書類を作成しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第 4 期<br>(2023年 5 月期) | 第 5 期<br>(2024年 5 月期) | 第 6 期<br>(2025年 5 月期) | 第 7 期<br>(当事業年度)<br>(2026年 5 月期) |
|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                            | 787,137               | 945,278               | 897,378               | 583,212                          |
| 経 常 利 益 (千円)                          | 260,515               | 383,667               | 294,439               | 27,244                           |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (千円) | 186,098               | 263,154               | 206,174               | △396,123                         |
| 1 株当たり当期純利益又は<br>1 株当たり当期純損失 (△) (円)  | 18.61                 | 26.32                 | 20.42                 | △38.73                           |
| 総 資 産 (千円)                            | 918,037               | 1,279,535             | 1,361,478             | 912,121                          |
| 純 資 産 (千円)                            | 605,554               | 868,408               | 1,116,379             | 772,214                          |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                   | 60.21                 | 86.52                 | 110.21                | 75.32                            |

(注) 当社は、2024年1月26日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                     | 資 本 金  | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容     |
|---------------------------|--------|----------|-------------------|
| T a k a T r a d e 株 式 会 社 | 400百万円 | 100.0%   | 取引プラットフォームの調査及び運営 |

#### ③ 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況

|                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 特定完全子会社の名称            | TakaTrade株式会社    |
| 特定完全子会社の住所            | 東京都港区虎ノ門一丁目10番5号 |
| 当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 416,023千円        |
| 当社の総資産額               | 912,121千円        |

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 事業の収益機会の拡大及び創出

当社グループは、主力事業であるSNS「PostPrime」を運営することで、主に「プライム登録売上」、「メンバーシップ売上」及び「アフィリエイト売上」という3種類の収益を得ております。また、当社は2026年7月1日付で株式会社インフィニティライフを完全子会社化しており、今後、同社が営む事業承継・M&A仲介事業についても、当社グループの新たな収益機会として育成していく方針です。SNS「PostPrime」においては、新たな機能やコンテンツの追加及び各種マーケティング活動を通して、競合企業との差別化、新規ユーザーの獲得、及び既存ユーザーの満足度向上に向けた機能改善・サービス運営等を推進することで収益機会の拡大を図ってまいります。M&A仲介事業においては、SNS「PostPrime」の約43万人のユーザー基盤や当社グループのネットワークを活用し、事業承継ニーズを有する事業者との接点拡大を図ることで、M&A仲介事業における案件創出力の強化を目指してまいります。

##### ② サービス健全性の維持・改善推進

当社グループは、主力事業であるSNS「PostPrime」において、不特定多数のユーザーによるオンライン上のコミュニケーションの場としての重要性とリスクを十分理解したうえで、クリエイター、ユーザーが共に安心してコミュニケーションを楽しめるよう、プラットフォームの健全性維持・改善を常に最重要視しております。具体的には、クリエイター、ユーザーに対する啓発活動推進、投資助言とみなされる行為、著作権違反、第三者の名誉・プライバシーその他の権利を侵害しうる行為が生じないための取り組み、社内外のモニタリング体制の強化等の施策を行っております。また、M&A仲介事業においては、関係法令を遵守した適切な仲介業務の遂行により、売主・買主双方が安心して利用できるサービスを目指しております。当社グループでは、今後もサービスの健全性維持・改善を推進するための体制強化を継続してまいります。

##### ③ システムの安定性確保

当社グループの主要事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、新規・既存サービスの成長等に伴うアクセス数の増加を考慮したシステムの安定性確保に取り組んでまいります。

##### ④ 事業推進体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、専門性の高い優秀な人材の確保及び在

籍する人員の育成に注力し、有効かつ効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織・推進体制の整備を進めてまいります。

開発部門においては、複数のプラットフォーム・機能別チームがそれぞれ裁量をもってサービスの企画・開発に取り組むことで開発効率を高いレベルに保ちながら、それぞれの責任を明確化することで開発品質を担保し、各種ツールを活用した情報の可視化などにより定量的なデータに基づいて迅速な分析・意思決定を行う体制を推進してまいります。

また、マーケティング・カスタマーサポート部門においては、ユーザー数の増加に対して効率的に対応していく体制の強化が重要となります。具体的には、データ分析や各種ツールを活用しながら、新規ユーザー層獲得のための適切なマーケティングの実施、及び既存ユーザー層の満足度を継続的に向上すべく、コミュニティの快適性・安全性を低下させる問題となりえる投稿・ユーザーの発見及び対応を早期化し、サービスの健全性を維持できる体制を強化してまいります。

M&A仲介事業においては、成約件数の拡大に向けてインフィニティライフにおける人材採用・育成を強化するとともに、SNS「PostPrime」との連携を通じた案件創出の仕組みを整備し、グループとして一体的な推進体制を構築してまいります。

#### ⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、現在も成長途上にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。また、事業承継・M&A仲介事業への参入に伴い、グループ体制が拡充されたことを踏まえ、連結ベースでのガバナンス体制の整備が新たな課題として加わっております。

そのため、コーポレート業務のさらなる整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心として、業務運営上のリスクを適時適切に把握したうえでリスク管理を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査等の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

#### ⑥ 情報管理体制の強化

当社グループは、SNS「PostPrime」のサービス運営を通して、個人情報を含む多くの機密情報をユーザーよりお預かりし、保有しております。特にSNS「PostPrime」におけるプライムクリエイターに対してロイヤリティーを支払う際に本人確認のための個人情報の提供を義務付けていることから、これら情報管理の重要性については十分に認識しております。また、

M&A仲介事業においては、売主・買主双方の企業情報や財務情報等の高度な機密情報を取り扱うことから、情報管理体制の一層の強化が求められております。

個人情報等の機密情報管理につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を推進してまいります。

#### ⑦ 当社グループブランドの知名度向上

当社グループは、これまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告には大きく注力しておらず、SNS「PostPrime」のユーザーによるクチコミとソーシャルメディアの有効活用により、新規ユーザーの獲得、及び既存ユーザーの離脱防止を図ってまいりました。

しかしながら、当社グループの掲げるミッションの達成、既存事業の更なる拡大、及びM&A仲介事業における新たな顧客基盤の構築を図るにあたり、SNS「PostPrime」及び事業承継・M&A仲介サービスのブランド構築及び強化が重要であると認識しており、費用対効果を慎重に検討のうえ、適切な広告宣伝及びプロモーション活動を通して、当社グループのブランド・知名度向上を推進してまいります。

#### ⑧ 事業拡大を支える財務基盤の構築

当社グループは、資金需要は自己資金及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした手許資金にて対応してまいりましたが、株式会社インフィニティライフの取得をはじめとした事業拡大及び上記事業上の課題に対する対処等により、今後も相応の資金需要が生じる可能性があります。また、2026年6月に実施した第三者割当による新株式及び第7回新株予約権の発行により調達した資金については、有効かつ機動的に活用してまいります。

そのため、十分な手許資金の確保を可能とすると同時に、資金調達方法を多様化させる観点から、今後も、金融機関との良好な関係を構築し借入等による資金調達の可能性及びエクイティファイナンスを継続的に検討してまいります。

**(5) 主要な借入先の状況（2026年5月31日現在）**

該当事項はありません。

**(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

（サイブリッジ合同会社との資本業務提携）

当社は、2026年1月14日付で、サイブリッジ合同会社との間で資本業務提携契約を締結し、同社は当社株式を取得し、当社は同社の関連会社（持分法適用関連会社）となっております。サイブリッジグループの経営資源、コンテンツ配信ビジネスの企画・運営のノウハウ、ウェブサービスの効率的開発・改善の知見及びマーケティングのノウハウの各提供を受けることで、収益機会の拡大及び企業価値の向上を目指してまいります。

（取引プラットフォーム事業からの撤退）

当社は、2026年6月17日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるT a k a T r a d e 株式会社が営む取引プラットフォーム事業からの撤退を決議いたしました。詳細については「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（取引プラットフォーム事業からの撤退）」をご参照ください。

## 2. 会社の現況

### (1) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2026年5月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                            |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 松 島 悟   | TakaTrade株式会社 代表取締役<br>株式会社ココロゴト 代表取締役                                                                                                             |
| 取 締 役 会 長 | 水 口 翼   | サイブリッジグループ株式会社 代表取締役<br>サイブリッジホールディングス株式会社 代表取締役<br>株式会社サイブリッジ 代表取締役<br>サイブリッジ合同会社 職務執行者<br>株式会社fonfun 代表取締役<br>株式会社M&A DX 代表取締役                   |
| 取 締 役     | 古 川 賢 隆 | 株式会社レジェンダ リスク・コンプライアンス部 部長<br>レジェンダ・コーポレーション株式会社 人事労務支援<br>事業部 副部長<br>TakaTrade株式会社 取締役                                                            |
| 取 締 役     | 西 川 幸 秀 | 株式会社fonfun クラウドソリューション本部本部長                                                                                                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 安 原 陽 子 | －                                                                                                                                                  |
| 監 査 役     | 西 本 俊 介 | インバウンドテクノロジー株式会社 社外監査役<br>株式会社Photosynth 社外監査役<br>株式会社ピカパカ 社外取締役<br>株式会社ユナイテッドウィル 社外監査役<br>Cake.jp株式会社 社外監査役<br>グローピング株式会社 社外監査役<br>株式会社イトクロ 社外取締役 |
| 監 査 役     | 横 山 完   | YM&Partners 代表<br>株式会社横浜スタジアム<br>株式会社横浜DeNAベイスターズ 野球未来創造本部<br>渉外戦略部                                                                                |

- (注) 1. 取締役の古川賢隆及び西川幸秀は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の安原陽子、西本俊介及び横山完は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役安原陽子は経理実務経験及び豪州公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役西本俊介は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役横山完は、内部統制、内部管理体制、金融機関における情報システム及び情報管理に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. ヴー ヴァン チュン氏は、2025年12月16日をもって当社の取締役を辞任いたしました。
6. 高橋ダニエル圭氏及び羽鳥有紀彦氏は、2026年3月25日開催の臨時株主総会終結の時をもって当社の取締役を辞任いたしました。
7. 浅見直樹氏は、2026年4月30日をもって当社の取締役を辞任いたしました。  
(地位) 取締役  
(担当) グロース部門担当役員  
(重要な兼職の状況) TakaTrade株式会社代表取締役
8. 代表取締役の松島悟は、2026年7月1日付で株式会社インフィニティライフの代表取締役に就任しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役、監査役及び従業員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針として「役員報酬に関する内規」を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容については、当該内規に基づき、2023年8月30日開催の定時株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、同業他社の水準、業績、従業員給与との均衡、各取締役に求められる職責及び能力等を考慮のうえ、取締役会で決定することとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、あらかじめ社外役員による諮問を受けたうえで取締役会にて決議していることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |         |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|--------------------|--------------------|---------|--------|----------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 77,545<br>(2,700)  | 77,545<br>(2,700)  | —       | —      | 9名<br>(4)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11,600<br>(11,600) | 11,600<br>(11,600) | —       | —      | 4<br>(4)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 89,145<br>(14,300) | 89,145<br>(14,300) | —       | —      | 13<br>(8)      |

- (注) 1. 取締役の年間報酬総額は、2023年8月30日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）です。
2. 監査役の年間報酬総額は、2024年8月27日開催の定時株主総会において年額15百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。
3. 取締役のうち1名は、無報酬の役員です。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「① 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 古川 賢隆 | 当事業年度において、2025年8月27日開催の定時株主総会終結時までは社外監査役として、同総会終結後は社外取締役として職務を遂行しました。社外監査役在任中は、取締役会5回のうち5回、監査役会4回のうち4回に出席し、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。また、社外取締役就任後は、取締役会17回のうち17回に出席し、内部統制、内部管理体制、金融機関における情報システム及び情報管理に関する専門的な知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、経営に対する監督及び助言を行いました。 |
| 取締役 西川 幸秀 | 当事業年度において、同氏の取締役就任後に開催された取締役会7回のうち7回出席し、資本業務提携やM&A、事業構造改革等に関する専門的な知見を背景に、コーポレートガバナンスの観点から適切な監督と検証を行うなど、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。同氏に期待される当社の資本政策等に関する様々な助言を頂き、独立した立場から当社の持続的な企業価値の向上に寄与いただいております。                                                                               |
| 監査役 安原 陽子 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回出席し、また監査役会15回のうち15回出席し、取締役会においては、主に経理実務経験者及び豪州公認会計士としての専門的な知見から議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。                                                                                                          |
| 監査役 西本 俊介 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回出席し、また監査役会15回のうち14回出席し、取締役会においては、主に弁護士としての専門的な知見から議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。                                                                                                                       |

|           | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                               |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 横 山 完 | 当事業年度において、同氏の監査役就任後に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会11回のうち11回出席し、取締役会においては、主に内部統制・情報システム等の専門的な知見から議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。 |

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題と位置づけております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の安定化を目的とした財務体質の強化及び事業拡大を継続させるための資金として、有効に活用して参ります。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

# 連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)         |           |
| 流 動 資 産           | 1,007,271 | 流 動 負 債           | 243,831   |
| 現 金 及 び 預 金       | 631,064   | 買 掛 金             | 14,148    |
| 売 掛 金             | 7,669     | 未 払 金             | 38,756    |
| 仕 掛 品             | 1,347     | 未 払 法 人 税 等       | 3,177     |
| 預 け 金             | 37,570    | 契 約 負 債           | 81,342    |
| 預 託 金             | 141,207   | コ イ ン 引 当 金       | 110       |
| 顧 客 分 別 金 信 託     | 141,207   | 事 業 構 造 改 善 引 当 金 | 24,115    |
| ト レ ー デ ィ ン グ 商 品 | 10,076    | ト レ ー デ ィ ン グ 商 品 | 2,311     |
| デ リ バ テ ィ ブ 取 引   | 10,076    | デ リ バ テ ィ ブ 取 引   | 2,311     |
| 短 期 差 入 保 証 金     | 116,696   | 預 り 金             | 4,411     |
| そ の 他             | 61,639    | 顧 客 か ら の 預 り 金   | 2,270     |
| 固 定 資 産           | 8,773     | そ の 他 の 預 り 金     | 2,141     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 8,773     | 受 入 保 証 金         | 75,358    |
| 資 産 合 計           | 1,016,045 | そ の 他             | 99        |
|                   |           | 負 債 合 計           | 243,831   |
|                   |           | (純 資 産 の 部)       |           |
|                   |           | 株 主 資 本           | 772,214   |
|                   |           | 資 本 金             | 49,462    |
|                   |           | 資 本 剰 余 金         | 48,462    |
|                   |           | 利 益 剰 余 金         | 674,289   |
|                   |           | 純 資 産 合 計         | 772,214   |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計     | 1,016,045 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年6月1日から  
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額      |
|---------------------|----------|
| 売上高                 | 553,635  |
| 売上原価                | 113,600  |
| 売上総利益               | 440,035  |
| 販売費及び一般管理費          | 678,145  |
| 営業損失 (△)            | △238,110 |
| 営業外収益               |          |
| 受取利息                | 594      |
| 有価証券利息              | 3,296    |
| 為替差益                | 17,353   |
| ポイント還元収入            | 1,608    |
| 雑収入                 | 13       |
| 営業外費用               |          |
| 支払利息                | 1,112    |
| 支払手数料               | 1,783    |
| 経常損失 (△)            |          |
| 特別利益                |          |
| 新株予約権戻入益            | 2,387    |
| 特別損失                |          |
| 減損損失                | 2,164    |
| 事業構造改善費用            | 27,252   |
| 商品評価損               | 3,993    |
| 税金等調整前当期純損失 (△)     | △249,161 |
| 法人税、住民税及び事業税        | 470      |
| 法人税等調整額             | 27,657   |
| 当期純損失 (△)           | △277,288 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) | △277,288 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年7月21日

P o s t P r i m e 株式会社  
取締役会 御中

史彩監査法人  
東京都港区

|                        |           |     |     |
|------------------------|-----------|-----|-----|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 本 橋 | 義 郎 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 林   | 裕 之 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、P o s t P r i m e 株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、P o s t P r i m e 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年5月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び第7回新株予約権（エクイティ・コミットメントライン付・行使価額固定型）の発行を決議しており、2026年6月10日付で払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、そ

の他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監

査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月22日

Post Prime株式会社 監査役会

|              |      |   |
|--------------|------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 安原陽子 | ㊞ |
| 監査役（社外監査役）   | 西本俊介 | ㊞ |
| 監査役（社外監査役）   | 横山完  | ㊞ |

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役がその知見・専門性を最大限に発揮することによって、持続的な企業価値向上を牽引する取締役会が必要であると考えております。

監査等委員会設置会社への移行により、取締役会を構成するメンバー全員で中長期的かつ戦略的な議論を行い、取締役会のさらなる活性化を図るとともに、執行への権限移譲による意思決定の迅速化と、モニタリング機能の強化を進めてまいります。

これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設など、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                  | 変 更 案                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4条（機関）<br>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>（1）取締役会<br>（2）監査役<br>（3） <u>監査役会</u><br>（4）会計監査人 | 第4条（機関）<br>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>（1）取締役会<br>（2） <u>監査等委員会</u><br>（3） <u>会計監査人</u> |
| 第18条（員数）<br>当社の取締役は、7名以内とする。                                                             | 第18条（員数）<br>当社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役以外の取締役を7名以内、監査等委員である取締役を5名以内</u> とする。                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第19条（選任方法）</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> | <p>第19条（選任方法）</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p>                                                                                   |
| <p>第20条（任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                                                                | <p>第20条（任期）</p> <p><u>監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>第21条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                              | <p>第21条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>、必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる</p>                                                                                     |
| <p>第22条（報酬等）</p> <p>取締役報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。</p>                                                             | <p>第22条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第24条（取締役会の招集通知）<br/>         取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>第24条（取締役会の招集通知）<br/>         取締役会の招集通知は、各取締役に対して3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>         |
| 新設                                                                                                                                                                     | <p>第28条（重要な業務執行の決定の委任） 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>                                               |
| 第5章 監査役及び監査役会                                                                                                                                                          | 第5章 監査等委員会                                                                                                                                                         |
| <p>第28条（員数）<br/>         当社の監査役は、3名以上とする。</p>                                                                                                                          | 削除                                                                                                                                                                 |
| <p>第29条（選任方法）<br/>         監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                                         | 削除                                                                                                                                                                 |
| <p>第30条（任期）<br/>         監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>                     | 削除                                                                                                                                                                 |
| <p>第31条（常勤の監査役）<br/>         監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                                            | <p>第29条（常勤の監査等委員）<br/>         監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>                                                                                   |
| <p>第32条（監査役会の招集通知）<br/>         監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>               | <p>第30条（監査等委員会の招集通知）<br/>         監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第33条（監査役会規程）<br>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、 <u>監査役会</u> において定める <u>監査役会規程</u> による。                                                                                                                                                           | 第31条（監査等委員会規程）<br>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、 <u>監査等委員会</u> において定める <u>監査等委員会規程</u> による。 |
| 第34条（報酬等）<br>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。                                                                                                                                                                                                    | 削除                                                                                     |
| 第35条（監査役の責任免除）<br>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> | 削除                                                                                     |
| 第36条～第37条<br>(条文省略)                                                                                                                                                                                                                      | 第32条～第33条<br>(現行どおり)                                                                   |
| 第38条（報酬等）<br>会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。                                                                                                                                                                                    | 第34条（報酬等）<br>会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。                                |
| 第39条～第42条<br>(条文省略)                                                                                                                                                                                                                      | 第35条～第39条<br>(現行どおり)                                                                   |

（附則）

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第7回定時株主総会終結前の行為に関する監査役であった者の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条（附則の削除）

本附則は、前条に定める監査役であった者の責任を免除する必要がなくなったときに、これを削除する。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                   | ふ り が な<br>氏<br>(生 年 月 日)        | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1                                                                                                                                                                            | まつしま さとる<br>松島 悟<br>(1981年7月28日) | 2005年4月 マスターピース・グループ株式会社入社<br>2016年4月 同社取締役就任<br>2017年10月 ブティックス株式会社入社<br>2020年4月 同社コンサルティング事業部部長就任<br>2023年4月 同社執行役員管理本部長就任<br>2023年4月 株式会社リアライブ代表取締役副社長就任<br>2023年10月 株式会社リアライブ代表取締役社長就任<br>2025年4月 株式会社ココロゴト設立、代表取締役就任（現任）<br>2026年3月 当社代表取締役就任（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>2026年5月 TakaTrade株式会社代表取締役就任（現任）<br>2026年7月 株式会社インフィニティライフ代表取締役就任（現任） | 一株                     |
| 【取締役候補者とした理由】<br>松島悟氏は、複数の企業において代表取締役や執行役員、事業部長といった要職を歴任されており、事業構造改革、組織構築、事業成長戦略の実行に関する豊富な経営経験と実績を有しています。当社の経営体制を刷新し、迅速かつ強力なリーダーシップをもって、企業価値向上を実現するため、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                   | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2                                                                                                                                                                                            | みずぐち つばさ<br>水口 翼<br>(1982年9月8日) | 2004年 5 月 サイブリッジグループ株式会社設立代表取締役就任（現任）<br>2020年 6 月 サイブリッジホールディングス株式会社代表取締役就任（現任）<br>2014年 7 月 CBI合同会社（現株式会社サイブリッジ）代表社員就任<br>2015年 6 月 株式会社fonfun社外取締役就任（2019年6月退任）<br>2020年 6 月 株式会社fonfun社外取締役就任<br>2023年 3 月 サイブリッジ合同会社職務執行者就任（現任）<br>2023年 6 月 株式会社fonfun代表取締役就任（現任）<br>2024年 7 月 株式会社M&A DX代表取締役就任（現任）<br>2026年 3 月 当社取締役会長就任（現任）<br>2026年 6 月 イメージ情報開発株式会社取締役会長就任（現任） | 一株                     |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>水口翼氏は、サイブリッジグループ株式会社の代表取締役として、また東証スタンダード市場上場企業である株式会社fonfunの代表取締役として、企業価値を大きく向上させた実績を有しています。同氏の事業拡大、M&A推進、DX等に関する知見を踏まえ、当社の中長期的な企業成長戦略の実現に向けて、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                        |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                             | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3          | にしかわ ゆきひで<br>西川 幸秀<br>(1980年5月11日)                                                                                                                                                                                                                                      | 2003年 4 月 フィールズ株式会社入社<br>2007年 8 月 株式会社アルカーナ入社取締役就任<br>2011年 4 月 株式会社サイブリッジ（現サイブリッジ<br>グループ株式会社）入社（現職）<br>2016年 7 月 キャリアエデュケーション株式会社（現<br>株式会社サイブリッジ）社長就任<br>2019年 4 月 サイブリッジグループ株式会社 執行役<br>員<br>2019年 9 月 株式会社ギガトレンド（現 株式会社サ<br>イブリッジ）社長就任<br>2026年 3 月 当社社外取締役就任（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>2007年 8 月 株式会社fonfunクラウドソリューショ<br>ン本部本部長（現任） | 一株                     |
|            | <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>西川幸秀氏は、資本業務提携やM&A、事業構造改革等に関する豊富な知見を有しており、これを背景として、ガバナンスの観点から適切な監督と検証を行うことによって、経営の透明性と健全性を高めるとともに、ステークホルダーへの適切な配慮を担保し、また持続的な企業価値向上に貢献するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は長年にわたり複数の企業経営に携わった経験から、独立した立場から客観的な意見と専門的な助言を提供できると期待されます。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西川幸秀氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5カ月となります。
3. 当社は西川幸秀氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役、監査役及び従業員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償の対象としております。
  - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償の対象外としております。
  - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)          | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ※<br>かわむら まさる<br>河村 大<br>(1965年4月3日) | 1990年 4 月 西濃運輸株式会社 入社<br>2005年10月 同社営業企画管理室 室長<br>2008年 4 月 同社大垣支店 支店長<br>2010年 4 月 同社執行役員 岐阜滋賀エリア統括マネージャー<br>2011年 8 月 セイノーホールディングス株式会社 経営企画室 室長<br>2019年12月 関東運輸株式会社 取締役副社長<br>2023年 4 月 同社副社長執行役員<br>2025年 3 月 同社副社長執行役員 退任 | 一株                     |
| 【監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>河村大氏は、物流・運輸業界において、支店運営の現場責任者、広域エリアを統括する執行役員、全社的な経営戦略を担う経営企画部門の責任者、さらには取締役副社長として経営全般を統括する立場に至るまで、現場運営から経営中枢まで一貫して要職を歴任してまいりました。事業運営の実務に精通するとともに、経営戦略の立案及び経営管理に関する豊富な知識・経験を有しており、こうした知見に基づき、取締役の職務執行に対する実効性の高い監督機能を発揮していただくとともに、経営全般に関する幅広い見識を活かした助言をいただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ※<br>ふるかわ けんりゅう<br>古川 賢隆<br>(1973年3月9日) | 1996年 4 月 財団法人貿易保険機構入社<br>1999年10月 株式会社マルチターム入社<br>2005年 9 月 SBIトレードウィンテック株式会社入社<br>2016年 8 月 株式会社One Tap BUY（現・PayPay証券株式会社）入社<br>2020年 6 月 Hash Dash Holdings株式会社入社<br>2023年 8 月 株式会社レジェンダ入社（現任）<br>2023年 8 月 当社社外監査役就任<br>2025年 8 月 当社社外取締役就任（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>2024年 1 月 レジェンダ・コーポレーション株式会社<br>兼務出向（現任）<br>2024年10月 TakaTrade株式会社監査役就任<br>2025年 8 月 TakaTrade株式会社取締役就任（現任） | 一株                     |
| <b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>古川賢隆氏は、内部統制、内部管理体制、金融機関における情報システム及び情報管理に関する相当程度の知見を有しております。過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社の社外監査役、社外取締役としての職務も経験していることから、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂けるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。         |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                        |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ※<br>すずき ひでまさ<br>鈴木 秀昌<br>(1982年2月16日)  | 2012年 1 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）（現任） 法律事務所秀 開設<br>2012年 7 月 弁護士法人原田国際法律事務所 参画<br>（社員弁護士）<br>2017年10月 桜こみち総合法律事務所 参画（パートナー弁護士）（現任）                                                                                                                                                                                                                                                            | 一株                     |
| <b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>鈴木秀昌氏は、弁護士として法律実務に従事し、企業法務を専門分野として研鑽を積んでまいりました。複数の法律事務所においてパートナー弁護士として企業の契約関係、コンプライアンス、紛争対応等に関する専門的な助言を行うなど、法律の専門家としての高度な知見と豊富な実務経験を有しております。同氏には、こうした法律専門家としての知見を活かし、法令遵守及びコンプライアンス体制の観点から取締役の職務執行に対する監督機能を発揮していただくとともに、専門的・客観的な立場からの助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                        |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者は、いずれも社外取締役候補者であります。
4. 河村大氏、及び鈴木秀昌氏の選任が承認された場合、当社は、各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役及び従業員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・ 取締役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償の対象としております。
  - ・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償の対象外としております。
  - ・ 当該契約の保険料は全額当社が負担しています。
- 候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 各候補者は、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### **第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2023年8月30日開催の第4回定時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額150百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は役員の報酬等において一定の指標等を用いて支給される業績連動報酬制度は採用しておりません。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額150百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 TakaTrade株式会社との吸収合併契約の承認の件

### 1. 吸収合併を行う理由

当社は、2026年12月1日を効力発生日として、TakaTrade株式会社（本店所在地：東京都港区虎ノ門一丁目10番5号）を吸収合併することといたしました。

TakaTrade株式会社は、当社の完全子会社であり、当社グループ内において主に商品CFDプラットフォーム事業を担っておりますが、今後の経営戦略、経営資源の効率化及び効率的な事業運営等について総合的に検討した結果、グループ内再編を行うことが最適であると判断いたしました。

そのため、2026年7月23日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、TakaTrade株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で吸収合併契約を締結いたしました。

なお、本吸収合併に伴い、当社において抱合せ株式消滅差損の発生が見込まれるため、会社法第795条第1項、同法第796条第2項ただし書及び同法第795条第2項第1号の規定に基づき、本吸収合併に係る吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

### 2. 吸収合併契約の内容の概要

当社及びTakaTrade株式会社との間で締結した合併契約の内容は次のとおりです。

#### 吸 収 合 併 契 約 書 （写し）

PostPrime株式会社（以下「甲」という。）及びTakaTrade株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする合併を行う（以下「本合併」）。

#### 第2条（合併当事会社の商号及び住所）

本合併における吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりとする。

##### 1. 吸収合併存続会社

商号：PostPrime株式会社

住所：東京都港区虎ノ門一丁目10番5号

## 2. 吸収合併消滅会社

商号：TakaTrade株式会社

住所：東京都港区虎ノ門一丁目10番5号

### 第3条（合併に際して交付する金銭等及びその割当て）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、株式その他の対価の交付は行わない。

### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

### 第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年12月1日とする。ただし、本合併の手の続の進行その他の事情により必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第6条（権利義務の承継）

甲は、本効力発生日において、乙の資産、負債、契約上の地位その他一切の権利義務を承継する。

### 第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務執行及び財産の管理を行うものとする。

2. 乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲を超える重要な財産の処分、重大な債務の負担その他本合併に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に甲と協議するものとする。

3. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本合併の実行に必要なとなる許認可、届出、契約上必要な承諾又は通知その他の手続について、相互に協力して対応するものとする。

### 第8条（株主総会等の承認）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項について、株主総会、取締役会その他必要な機関決定を行うものとする。

### 第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

### 第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙誠意をもって協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年7月23日

甲

東京都港区虎ノ門一丁目10番5号

PostPrime株式会社

代表取締役 松島 悟 印

乙

東京都港区虎ノ門一丁目10番5号

TakaTrade株式会社

代表取締役 松島 悟 印

### 3. 会社法施行規則第191条各号(第6号及び第7号を除く。)に掲げる事項の内容の概要

#### (1)合併対価の相当性に関する事項

当社は、TakaTrade株式会社の発行済株式の全部を保有しているため、本合併により株式その他の対価の交付は行いません。また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額に変更はありません。

#### (2) 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) TakaTrade株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

TakaTrade株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、下記4.のとおりであります。

なお、同社の第2期（2026年5月期）に係る計算書類については、本株主総会の招集に係る取締役会決議日時点において所定の承認又は報告を経ていないため、同社の最終事業年度は第1期（2025年5月期）となります。

(4)TakaTrade株式会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(5) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

TakaTrade株式会社は、2025年11月27日、当社を割当先とする株主割当増資を実施し、総額300,000,000円の払込みを受けました。これにより、同社の資本金及び資本準備金はそれぞれ150,000,000円増加し、いずれも400,000,000円となりました。

#### 4.TakaTrade株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

##### 第1期事業報告(写)

(自2024年10月1日 至2025年5月31日)

#### 1. 株式会社の現況に関する事項

##### 1－1. 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、円安基調に支えられ、インバウンド需要も旺盛で、全体的に経済活動は好況になりつつあるものの、日銀によるゼロ金利政策の解除によるインフレーションや慢性的な人手不足によって、経済状況は引き続き先行きが不透明な状況にあります。

このような状況のなか、当事業年度において、商品CFD取引を中心としたプラットフォームの開発に取り組むとともに、関係当局との協議を進めてまいりました。商品CFD取引の提供を開始するにあたり、商品先物取引業の許可申請を行い2025年5月に許可されました。当社では、中長期的な企業価値の向上と持続的成長の実現に向け、当社が主力事業として運営する取引プラットフォーム「TakaTrade」を中心として、より多くのユーザーに利用していただけるようにするため、ユーザーにとって魅力的かつ有益な新機能や新サービスの開発に継続的に取り組んでおります。

上記の結果、当事業年度における売上高は計上に至りませんでした。新規事業の立上げに伴う先行支出により、営業損失118,940千円、経常損失118,641千円、当期純損失118,834千円となりました。

## 1－2．資金調達等についての状況

### (1) 資金調達の状況

当事項はありません。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度中に行った主要な設備投資はありません。

## 1－3．直前三事業年度の財産及び損益の状況

| 区分            | 2025年5月期   |
|---------------|------------|
|               | 第1期        |
| 売上高           | －千円        |
| 経常損失（△）       | △118,641千円 |
| 当期純損失（△）      | △118,834千円 |
| 1株当たり当期純損失（△） | △11円88銭    |
| 総資産額          | 434,165千円  |
| 純資産額          | 381,165千円  |

（注） 1株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## 1－4．会社が対処すべき課題

### ① 事業の収益機会の拡大及び創出

当社は、主力事業である取引プラットフォーム「TakaTrade」を運営することで収益を得ております。「TakaTrade」への新たな機能やコンテンツの追加や各種マーケティング活動を通して、競合企業との差別化、新規ユーザーの獲得、及び既存ユーザーの満足度向上に向けた機能改善・サービス運営等を推進することで収益機会の拡大を図ってまいります。

### ② サービス健全性の維持・改善推進

当社は、取引プラットフォーム「TakaTrade」においては、関係法令を遵守した運営を図ることにより、ユーザーが安心して利用できるプラットフォームとなることを目指しております。当社では、今後もサービスの健全性維持・改善を推進するための体制強化を継続してまいります。

### ③ システムの安定性確保

当社の主要事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、新規・既存サービスの成長等に伴うアクセス数の増加を考慮したシステムの安定性確保に取り組んでまいります。

### ④ 事業推進体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、有効かつ効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織、推進体制の整備を進めてまいります。

開発部門においては、各チームがそれぞれ裁量をもってサービスの企画・開発に取り組むことで開発効率を高いレベルに保ちながら、それぞれの責任を明確化することで開発品質を担保し、各種ツールを活用した情報の可視化などにより定量的なデータに基づいて迅速な分析・意思決定を行う体制を推進してまいります。

また、マーケティング・カスタマーサポート部門においては、ユーザー数の増加に対して効率的に対応していく体制の強化が重要となります。具体的には、データ分析や各種ツールを活用しながら、新規ユーザー層獲得のための適切なマーケティングの実施、及び既存ユーザー層の満足度を継続的に向上すべく、コミュニティの快適性、安全性を低下させる問題となりえる投稿・ユーザーの発見、及び対応を早期化し、サービスの健全性を維持できる体制を強化してまいります。

### ⑤ 内部管理体制の強化

当社は、現在も成長途上にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、コーポレート業務のさらなる整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

### ⑥ 情報管理体制の強化

当社は、取引プラットフォーム「TakaTrade」のサービス運営を通して、個人情報を含む多くの機密情報をユーザーよりお預かりし、保有しております。特に口座開設の際に本人確認のための個人情報の提供を義務付けていることから、これら情報管理の重要性については十分に認識しております。

個人情報等の機密情報管理につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を推進してまいります。

⑦ 当社ブランドの知名度向上

当社は、これまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告には大きく注力しておらず、ソーシャルメディアの有効活用により、新規ユーザーの獲得、及び既存ユーザーの離脱防止を図ってまいりました。

しかしながら、事業の更なる拡大、新規事業の開発と育成、及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社の主なサービスである取引プラットフォーム「TakaTrade」のブランド構築及び強化が重要であると認識しており、費用対効果を慎重に検討のうえ、適切な広告宣伝及びプロモーション活動を通して、当社のブランド、知名度向上を推進してまいります。

⑧ 事業拡大を支える財務基盤の構築

当社は、これまで金融機関からの借入実績はなく、資金需要は自己資金を源泉とした手許資金にて対応してまいりましたが、今後の事業拡大及び上記事業上の課題に対する対処等により、より大きな資金需要が生じる可能性があります。

そのため、十分な手許資金の確保を可能とすると同時に、資金調達方法を多様化させる観点から、今後は、金融機関との良好な関係を構築し借入等による資金調達の可能性を検討してまいります。

1－5. 主な事業内容

| 事業区分     | 事業内容                     |
|----------|--------------------------|
| 金融取引仲介事業 | デリバティブ取引またはその媒介、取次もしくは代理 |

1－6. 主要な営業所及び使用人の状況

(1) 主要な営業所

| 事務所名 | 住所               |
|------|------------------|
| 本社   | 東京都港区虎ノ門一丁目10番5号 |

(2) 使用人の状況（2025年5月31日現在）

当社所属の正社員の状況は以下のとおりであります。

| 人数      | 前事業年度比増減 |
|---------|----------|
| 7（7.0）名 | －        |

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

# 1－7. 重要な親会社及び子会社の状況

## (1) 親会社の状況

PostPrime株式会社

## (2) 子会社の状況

子会社はございません。

# 1－8. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

① 発行可能株式総数 40,000,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 10,000,000株

③ 株主数 1名

## ④ 大株主の状況

| 株主名           | 種類   | 所有株式数 (株)  | 持株割合 (%) |
|---------------|------|------------|----------|
| PostPrime株式会社 | 普通株式 | 10,000,000 | 100      |

(注) 当社の当該株主への出資はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 当社の会社役員に関する事項

| 氏 名   | 地 位        | 重要な兼務の状況                                                               |
|-------|------------|------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役 | 高橋 ダニエル 圭  | PostPrime株式会社代表取締役                                                     |
| 取締役   | ヴー ヴァン チュン | PostPrime株式会社取締役                                                       |
| 取締役   | 羽鳥 有紀彦     | PostPrime株式会社取締役                                                       |
| 取締役   | 島 雅明       | －                                                                      |
| 取締役   | 高橋 修司      | －                                                                      |
| 監査役   | 古川 賢隆      | 株式会社レジェンダ 内部統制室長<br>レジェンダ・コーポレーション株式会社 管理部長（兼務出向）<br>PostPrime株式会社 監査役 |

以上

# 貸 借 対 照 表

(2026年5月31日現在)

(単位：円)

| 科 目             | 金 額         | 科 目             | 金 額          |
|-----------------|-------------|-----------------|--------------|
| (資 産 の 部)       |             | (負 債 の 部)       |              |
| 流 動 資 産         | 433,235,881 | 流 動 負 債         | 53,800,735   |
| 現 金 及 び 預 金     | 417,636,285 | 未 払 金           | 51,845,409   |
| 前 払 費 用         | 8,220,631   | 未 払 法 人 税 等     | 1,943,200    |
| そ の 他           | 7,378,965   | そ の 他           | 12,126       |
| 固 定 資 産         | 1,730,000   | 負 債 合 計         | 53,800,735   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,730,000   | (純 資 産 の 部)     |              |
| 差 入 保 証 金       | 1,730,000   | 株 主 資 本         | 381,165,146  |
| 資 産 合 計         | 434,965,881 | 資 本 金           | 250,000,000  |
|                 |             | 資 本 剰 余 金       | 250,000,000  |
|                 |             | 資 本 準 備 金       | 250,000,000  |
|                 |             | 利 益 剰 余 金       | △118,834,854 |
|                 |             | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △118,834,854 |
|                 |             | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △118,834,854 |
|                 |             | 純 資 産 合 計       | 381,165,146  |
|                 |             | 負 債 純 資 産 合 計   | 434,965,881  |

# 損益計算書

(2024年10月1日から  
2025年5月31日まで)

(単位：円)

| 科 目                       | 金 額     |              |
|---------------------------|---------|--------------|
| 売 上 高                     |         | —            |
| 売 上 原 価                   |         | —            |
| 売 上 総 利 益                 |         | —            |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       |         | 118,940,199  |
| 営 業 損 失 (△)               |         | △118,940,199 |
| 営 業 外 収 益                 |         | 298,645      |
| 受 取 利 息                   | 40,641  |              |
| 雑 収 入                     | 258,004 |              |
| 経 常 損 失 (△)               |         | △118,641,554 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△) |         | △118,641,554 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税   |         | 193,300      |
| 当 期 純 損 失 (△)             |         | △118,834,854 |

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年5月31日まで)

(単位：千円)

|              | 株主資本    |         |             |              |             |            | 純資産      |
|--------------|---------|---------|-------------|--------------|-------------|------------|----------|
|              | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金        |             | 株主資本<br>合計 |          |
|              |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |          |
|              |         |         |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |            |          |
| 2024年10月1日残高 | －       | －       | －           | －            | －           | －          | －        |
| 当事業年度変動額     |         |         |             |              |             |            |          |
| 新株の発行        | 250,000 | 250,000 | 250,000     | －            | －           | 500,000    | 500,000  |
| 当期純損失（△）     | －       | －       | －           | △118,834     | △118,834    | △118,834   | △118,834 |
| 事業年度中の変動額合計  | 250,000 | 250,000 | 250,000     | △118,834     | △118,834    | 381,165    | 381,165  |
| 2025年5月31日残高 | 250,000 | 250,000 | 250,000     | △118,834     | △118,834    | 381,165    | 381,165  |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 重要な収益および費用の計上基準

主に個人投資家を対象として商品CFD取引に係る取次事業を営んでおり、取引規程等に基づいて売買注文の市場への取次を履行する義務を負っております。

当該履行義務は差金決済日に充足されることから、差金決済日時点（一時点）で収益を認識しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 前事業年度<br>末の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | －              | 10,000,000     | －              | 10,000,000     |

## 第7号議案 資本金の額の減少の件

### 1. 資本金の額の減少の理由

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたく存じます。なお、本件は純資産の部における科目間の振替 処理であり当社の純資産額の変動はございません。資本金の額の減少の内容は以下のとおりです。

### 2. 資本金の額の減少の内容

#### (1)減少する資本金の額

基準日である2026年5月31日の資本金49,462,095円に、第三者割当により増加した資本金を反映した現在の当社の資本金の額199,469,095円のうち189,469,095円減少して10,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

#### (2)資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、会社法第447条第1項の規定に基づき、減少する資本金の額189,469,095円の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

#### (3) 資本金の額の減少効力が生ずる日

2026年10月4日（予定）

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区東大井5丁目18番1号

品川区立総合区民会館 きゅりあん4階 研修室

TEL 03-5479-4100



交通 JR京浜東北線 大井町駅

東急大井町線 大井町駅

りんかい線 大井町駅

京浜急行線 青物横丁駅

中央改札 東口より

徒歩約2分

正面出口より

徒歩約15分